

基安発第 0325001 号

平成 15 年 3 月 25 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育について

建設工事における労働災害を防止するためには、建設工事における元方事業者、関係請負人等の事業者が労働災害を防止するための措置を確実に実施するとともに的確な労働災害防止活動を実施することが必要であるが、併せて建設工事現場で働く労働者も労働災害防止の重要性を認識し、事業者が行う措置に応じて必要な事項を遵守し、労働災害防止活動に積極的に協力することが重要である。

こうした観点に立って、建設業労働災害防止協会では、今般、建設現場で働く労働者が守らなければならない労働安全衛生法の遵守事項等の基本的事項について周知徹底するための教育手法を示した「建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育に関する指針」を別添のとおり策定し、その普及を図ることとしているところである。

厚生労働省としても、建設業における労働災害を防止する上で、当該指針に基づいた教育の普及が重要と考えられることから、貴職におかれても、管内の建設業における当該指針に基づく建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育の普及に努められたい。

別添

建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育に関する指針

建設業労働災害防止協会

I 趣旨

建設工事現場における労働災害の防止を徹底するためには、建設工事に係る元方事業者、関係請負人等の事業者としての責務の履行にあわせて、建設工事に従事する労働者も災害防止の重要性を認識し、事業者が行う労働災害防止活動に協力することが重要である。

とりわけ、労働者の不安全行動の防止の観点からは、事業者は労働者が守らなければならない労働安全衛生法の遵守事項等の基本的事項について、労働者に周知徹底する必要がある。

本指針は、建設業労働災害防止協会の本部及び都道府県支部が事業者に代わって、建設工事に従事する労働者（以下「建設従事者」という。）に対し、不安全行動等の防止に関して実施すべき必要な安全衛生教育事項を定めたものである。

II 対象者

建設従事者

III 実施者

実施主体は、建設業労働災害防止協会の本部及び都道府県支部とする。

IV 実施方法

1. 内容及び時間

(1) 内容

別紙1の教育カリキュラムによる。

(2) 時間

原則として、1日（6時間）とする。

2. 方法

別紙2の教育項目例を参考として、教育の対象者の建設工事現場における作業内容に応じた効果的な方法により実施する。

3. 講師

建設工事についての最新の知識及び経験を有する者で、次のいずれかに該当するものとする。

- ① 建災防が実施する講師養成講座を修了した者
- ② 安全管理士又は衛生管理士
- ③ 労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタント

- ④ 建災防セーフティエキスパート
- ⑤ その他建設業労働災害防止協会会長が認めた者

4. 教 材

教育カリキュラムに示す内容に適したテキスト、ビデオ、CD-ROM等の教材を使用する。

V 実施結果の保存等

事業者に代わって当該教育を建設業労働災害防止協会の本部及び都道府県支部が実施した場合は、実施年月日、場所、参加者名簿及び教育内容を3年間保存するとともに、事業者に対して実施結果を報告し、受講者に対して教育修了証明書を発行する。

建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育カリキュラム

科 目	範 囲	時 間
労働安全衛生関係法令	・ 事業者の責任と労働者の遵守義務	30分
安全施工サイクルに関する事項	・ 安全施工サイクルの実施方法	60分
現場の労働安全衛生に関する具体的実施事項	・ 現場の安全管理体制 ・ 現場での安全点検 ・ 有害物、有害作業、有害場所等の健康障害防止 ・ その他労働安全衛生に関する具体的実施事項	90分
労働災害の事例及びその対策	・ 作業行動による労働災害防止対策（ヒューマンエラー関係を含む。）	60分
実技訓練 （現場でできる実技体験訓練）	・ 服装及び保護具（呼吸用保護具、保護帽、安全帯等）の適切な装着方法 ・ 現場での合図の種類、方法及び確認 ・ 適切な安全指示の方法と対応 ・ その他労働安全衛生に関する実技訓練	120分
合 計		360分

建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育の教育項目例

●は必ず行う項目 ◎は工事の内容に応じて適宜選択する項目

[illegible]